

議員提出議案第5号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

提出者 山田正弘

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

(別紙)

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、上下水道部」を削り、同項第4号中「及び開発部」を「、開発部及び上下水道部」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 予算委員会 23名

予算議案に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。